8　第二十三条の九第十四項の規定は、施行令第四十条の八の五第十一項後段において準用する施行令第四十条の八第十九項ただし書に規定する財務省令で定める事由について準用する。

9　第二十三条の九第十六項の規定は、施行令第四十条の八の五第十三項後段において準用する施行令第四十条の八第二十二項ただし書に規定する財務省令で定める事由について準用する。

第二十三条の十二の三第八項中「第二十三条の九第十四項」を「第二十三条の九第十五項」に改め、同条第三十二項中「第二十三条の九第五十項及び第五十一項」を「第二十三条の九第五十三項及び第五十四項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十一項中「第二十三条の九第三十九項から第四十三項まで及び第二十三条の十第四十項から第四十八項まで」を「第二十三条の九第四十二項から第四十六項まで及び第二十三条の十第四十三項から第五十一項まで」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十項中「第二十三条の九第三十五項から第三十八項まで」を「第二十三条の九第三十六項から第四十一項まで」に、「第二十三条の九第三十六項第二号」を「第二十三条の九第三十九項第二号」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十九項第一号中「の二年」を「に規定する二年」に改め、同項第二号中「の二年」を「に規定する二年」に、「第二十七項」を「第三十項」に改め、同項第三号及び第四号中「の二年」を「に規定する二年」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十八項第五号中「の二年」を「に規定する二年」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十七項を同条第三十項とし、同条第二十六項中「第二十三条の九第三十三項」を「第二十三条の九第三十六項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十五項第一号中「のいずれかに掲げる場合」を「に掲げる場合のいずれか」に改め、同項第五号中「のいずれかに掲げる場合」を「に掲げる場合のいずれか」に、「第二十八項第四号」を「第三十一項第四号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十四項を同条第二十七項とし、同条第二十二項中「のいずれかに掲げる場合」を「に掲げる場合のいずれか」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十二項を同条第二十五項とし、同条第二十一項を同条第二十四項とし、同条第二十項を同条第二十三項とし、同条第十九項中「第二十三条の九第三十二項及び第三十三項並びに第二十三条の十第二十五項から第二十九項まで」を「第二十三条の九第三十五項及び第三十六項並びに第二十三条の十第二十八項から第三十二項まで」に、「第二十三条の十第二十六項第五号」を「第二十三条の十第二十九項第五号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十八項中「第二十三条の九第二十六項」を「第二十三条の九第二十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十七項第三号中「この項」の下に「及び次項」を加え、「施行令第四十条の八の六第六項において準用する施行令第四十条の八の二第七項に規定する」を削り、同号に次のように加える。

ニ　当該基準日の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの間に施行令第四十条の八の六第十一項後段において準用する施行令第四十条の八の二第二十五項ただし書又は施行令第四十条の八の六第十三項後段において準用する施行令第四十条の八の二第二十七項ただし書に規定する場合に該当することとなつた場合には、次に掲げる事項

(1)　施行令第四十条の八の六第十一項後段において準用する施行令第四十条の八の二第二十五項ただし書又は施行令第四十条の八の六第十三項後段において準用する施行令第四十条の八の二第二十七項ただし書に規定する事由の詳細及びこれらの事由の生じた年月日

(2)　施行令第四十条の八の六第十一項後段において準用する施行令第四十条の八の二第二十三項後段において準用する施行令第四十条の八の二第二十七項ただし書の割合を百分の七十未満に減少させた事情又は施行令第四十条の八の六第十五項未満に減少させた事情の詳細及びこれらの事情の生じた年月日又は事業年度

第二十三条の十二の三第十七項を同条第十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

20　第二十三条の十第二十六項の規定は、施行令第四十条の八の六第十一項後段において準用する施行令第四十条の八の二第二十五項ただし書又は施行令第四十条の八の六第十三項後段において準用する施行令第四十条の八の二第二十七項ただし書に規定する期間の末日が基準日後に到来する場合について準用する。

第二十三条の十二の三第十六項第二号ハ中「同条第三十一項」を「同条第三十七項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項第五号中「同条第三十一項」を「同条第三十七項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項第四号中「資産運用型会社」の下に「(第十九項第三号において「資産保有型会社等」という。)」を加え、同項第七号中「第七条第十項」を「第七条第十四項」に改め、同項第八号中「第十七条第四項」を「第十七条第五項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第二十三条の九第二十二項及び第二十一項」を「第二十三条の九第二十二項及び第二十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第二十三条の九第十七項及び第十九項から第二十一項まで」を「第二十三条の九第十七項及び第十九項から第二十一項まで」に、「第二十三条の九第十八項第四号及び第十九項第四号」を「第二十三条の九第十八項第四号及び第十九項第四号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9　第二十三条の九第十四項の規定は、施行令第四十条の八の六第十一項後段において準用する施行令第四十条の八の二第二十五項ただし書に規定する財務省令で定める事由について準用する。

行令第四十条の八の二第二十七項ただし書に規定する財務省令で定める事由について準用する。

第二十三条の十二の五第三項中「第二十三条の九第十四項」を「第二十三条の九第十五項」に改め、同条第九項中「第二十三条の九第十五項及び第十七項から第十九項まで」を「第二十三条の九第十七項及び第十九項から第二十一項まで」に、「第二十三条の九第十八項第四号及び第十九項第四号」を「第二十三条の九第十八項第四号及び第十九項第四号」に改め、同条第十項中「第二十三条の九第二十項及び第二十一項」を「第二十三条の九第二十項及び第二十二項」に改め、同項第四号中「規定する経営相続報告基準日」の下に「(第十七項において「経営相続報告基準日」という。)」を加え、同条第十四項第三号中「同条第六項」を「同条第十二項」に改め、同条第十五項中「第二十三条の十二の三第十五項及び第十六項」を「第二十三条の十二の三第十七項及び第十八項」に、「第二十三条の十二の三第十五項第五号」を「第二十三条の十二の三第十七項第五号」に改め、同条第十六項中「第二十三条の十二の三第十七項」を「第二十三条の十二の三第十九項」に改め、同条第二十二項中「第二十三条の十二の三第十六項第二号ハ」を「第二十三条の十二の三第十八項第二号ハ」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第二十三条の九第三十五項及び第三十六項並びに第二十三条の十第二十八項から第三十二項まで」を「第二十三条の九第三十七項及び第三十八項並びに第二十三条の十第二十九項から第三十三項まで」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第二十三条の九第三十五項及び第三十六項並びに第二十三条の十第二十八項から第三十二項まで」を「第二十三条の九第三十七項及び第三十八項並びに第二十三条の十第二十九項から第三十三項まで」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第二十三条の九第二十六項」を「第二十三条の九第二十九項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第二十三条の九第二十五項」を「第二十三条の九第二十八項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第二十三条の九第二十四項」を「第二十三条の九第二十七項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第二十三条の九第二十三項」を「第二十三条の九第二十六項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第二十三条の九第二十二項」を「第二十三条の九第二十五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第二十三条の九第二十一項」を「第二十三条の九第二十四項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第二十三条の九第二十項」を「第二十三条の九第二十三項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第二十三条の九第十九項」を「第二十三条の九第二十二項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第二十三条の九第十八項」を「第二十三条の九第二十一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第二十三条の九第十七項」を「第二十三条の九第二十項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第二十三条の九第十六項」を「第二十三条の九第十九項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二十三条の九第十五項」を「第二十三条の九第十八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二十三条の九第十四項」を「第二十三条の九第十七項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二十三条の九第十三項」を「第二十三条の九第十六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第二十三条の九第十二項」を「第二十三条の九第十五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第二十三条の九第十一項」を「第二十三条の九第十四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第二十三条の九第十項」を「第二十三条の九第十三項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十三条の十二の三第十六項第二号ハ中「同条第三十一項」を「同条第三十七項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項第五号中「同条第三十一項」を「同条第三十七項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項第四号中「資産運用型会社」の下に「(第十九項第三号において「資産保有型会社等」という。)」を加え、同項第七号中「第七条第十項」を「第七条第十四項」に改め、同項第八号中「第十七条第四項」を「第十七条第五項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第二十三条の九第二十二項及び第二十一項」を「第二十三条の九第二十二項及び第二十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第二十三条の九第十七項及び第十九項から第二十一項まで」を「第二十三条の九第十七項及び第十九項から第二十一項まで」に、「第二十三条の九第十八項第四号及び第十九項第四号」を「第二十三条の九第十八項第四号及び第十九項第四号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9　第二十三条の九第十四項の規定は、施行令第四十条の八の六第十一項後段において準用する施行令第四十条の八の二第二十五項ただし書に規定する財務省令で定める事由について準用する。

行令第四十条の八の二第二十七項ただし書に規定する財務省令で定める事由について準用する。

第二十三条の十二の五第三項中「第二十三条の九第十四項」を「第二十三条の九第十五項」に改め、同条第九項中「第二十三条の九第十五項及び第十七項から第十九項まで」を「第二十三条の九第十七項及び第十九項から第二十一項まで」に、「第二十三条の九第十八項第四号及び第十九項第四号」を「第二十三条の九第十八項第四号及び第十九項第四号」に改め、同条第十項中「第二十三条の九第二十項及び第二十一項」を「第二十三条の九第二十項及び第二十二項」に改め、同項第四号中「規定する経営相続報告基準日」の下に「(第十七項において「経営相続報告基準日」という。)」を加え、同条第十四項第三号中「同条第六項」を「同条第十二項」に改め、同条第十五項中「第二十三条の十二の三第十五項及び第十六項」を「第二十三条の十二の三第十七項及び第十八項」に、「第二十三条の十二の三第十五項第五号」を「第二十三条の十二の三第十七項第五号」に改め、同条第十六項中「第二十三条の十二の三第十七項」を「第二十三条の十二の三第十九項」に改め、同条第二十二項中「第二十三条の十二の三第十六項第二号ハ」を「第二十三条の十二の三第十八項第二号ハ」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第二十三条の九第三十五項及び第三十六項並びに第二十三条の十第二十八項から第三十二項まで」を「第二十三条の九第三十七項及び第三十八項並びに第二十三条の十第二十九項から第三十三項まで」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第二十三条の九第二十六項」を「第二十三条の九第二十九項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第二十三条の九第二十五項」を「第二十三条の九第二十八項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第二十三条の九第二十四項」を「第二十三条の九第二十七項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第二十三条の九第二十三項」を「第二十三条の九第二十六項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第二十三条の九第二十二項」を「第二十三条の九第二十五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第二十三条の九第二十一項」を「第二十三条の九第二十四項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第二十三条の九第二十項」を「第二十三条の九第二十三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第二十三条の九第十九項」を「第二十三条の九第二十二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第二十三条の九第十八項」を「第二十三条の九第二十一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第二十三条の九第十七項」を「第二十三条の九第二十項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第二十三条の九第十六項」を「第二十三条の九第十九項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第二十三条の九第十五項」を「第二十三条の九第十八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二十三条の九第十四項」を「第二十三条の九第十七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二十三条の九第十三項」を「第二十三条の九第十六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二十三条の九第十二項」を「第二十三条の九第十五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第二十三条の九第十一項」を「第二十三条の九第十四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第二十三条の九第十項」を「第二十三条の九第十三項」に改め、同項を同条第三